

第 23 章 区画整理工事仕様書

第 23 章 区画整理工事仕様書

目 次

第 1 節 適 用	461
23-1-1 適 用.....	461
第 2 節 適用すべき諸基準	461
23-2-1 適用すべき諸基準.....	461
第 3 節 整 地 工	461
23-3-1 一般事項.....	461
23-3-2 整 地 工.....	462
23-3-3 置土工及び運搬工.....	463
第 4 節 畦 畔 工	463
23-4-1 畦 畔 工.....	463
第 5 節 客 土 工	463
第 6 節 暗渠排水工	464
第 7 節 法 面 工	464
23-7-1 植 生 工.....	464
第 8 節 用水路工	464
23-8-1 作業土工.....	464
23-8-2 プレキャスト水路工.....	464
23-8-3 軽量材水路工.....	464
23-8-4 用水路附属物工.....	464
第 9 節 管水路工	464
第 10 節 排水路工	464
23-10-1 作業土工.....	464
23-10-2 プレキャスト水路工.....	464
23-10-3 柵 渠 工.....	464
23-10-4 排水路附属物工.....	464
第 11 節 道 路 工	464
23-11-1 耕作道路工.....	464

第1節 適用

23-1-1 適用

本章は、ほ場整備事業区画整理工事の整地工、畦畔工、客土工、暗渠排水工、法面工、用水路工、管水路工、排水路工、道路工、その他これに類する工種について適用する。

第2節 適用すべき諸基準

23-2-1 適用すべき諸基準

受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類によらなければならない。また、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は工事監督員に確認を求めなければならない。

- (1) 農林水産省農村振興局 土地改良事業計画設計基準・設計「ほ場整備（水田）」
(平成25年4月)
- (2) 農林水産省農村振興局農地整備課 経営体育成基盤整備事業便覧
(平成17年版)

第3節 整地工

23-3-1 一般事項

1 着手準備

受注者は、工事着手前に極力地区外の排水を遮断し、地区内への流入を防ぐとともに、施工に当たり、なるべく地区内の地表水及び地下水を排除した状態にするものとする。

2 準備作業

- (1) 施工に必要な測量は、1-1-41 工事測量の規定に準ずるものとする。
- (2) 各耕区及びほ区などの区画割は、「区画平面図」および現地基準標に基づいて区画割杭を設置すること。また、工事上必要となる基準杭については、補助杭を設置するものとする。
- (3) ほ場等の地区境界を明確にするため、境界杭を工事監督員、地元関係者の立会いのもとに確認するものとする。

3 施工順序

- (1) 受注者は、雑物除去、仮設工(仮設道路、仮排水路、旧水路撤去、旧道路撤去)、整地工、道路工(法面整形、不陸整正、路盤工)及び水路工(排水路、幹線用水路、支線用水路、用排水路)等を検討し、施工方法、施工順序を決定しなければならない。
- (2) 整地工における作業工程は、設計図書によるものとする。

4 石礫等の処理

耕作に支障のある、石礫、根株、不良土、その他の雑物は、工事監督員と協議し、適正に処理するものとする。

5 旧排水路等の処理

受注者は、旧水路等の埋立てに当たり設計図書に示す排水及び湧水処理を行い埋立てなければならない。

なお、計画以外の場所で排水及び湧水処理を行う必要が生じた場合、工事監督員と協議するものとする。

23-3-2 整地工

1 表土剥ぎ取り

- (1) 受注者は、表土剥ぎ取りに当たり、現況表土の厚さを確認しなければならない。
- (2) 受注者は、表土剥ぎ取りに当たり、雑物が混入しないように注意しなければならない。
- (3) 受注者は、表土の飛散や基盤土の混入を防止し、集積した表土が降雨等により流亡しないよう留意しなければならない。

2 基盤造成

- (1) 受注者は、基盤造成の施工に当たって、原則として地区内流用とし、地区外流用がある場合は、設計図書によるものとする。
- (2) 受注者は、施工機械の走行により部分的な過転圧とならないように施工しなければならない。
- (3) 受注者は、基盤造成の施工に当たり、常に良好な排水状態を維持しなければならない。
- (4) 受注者は、盛土高さの大きい箇所または、水路埋立て箇所など沈下が予想される箇所について、十分な施工をしなければならない。

3 基盤整地

- (1) 受注者は、基盤整地に当たっては、耕作に支障のない均平度を保つよう仕上げなければならない。
- (2) 受注者は、基盤整地完了後、工事監督員の確認を受けなければならない。

4 表土整地

- (1) 受注者は、表土戻しに当たり、表土に基盤土が混入しないように注意して施工しなければならない。
- (2) 受注者は、表土整地に当たり、耕作に支障のないよう設計図書に示す表土厚さを確保し、均平に仕上げなければならない。

5 支線農道、用水路、進入路造成土工

- (1) 支線農道、用水路、進入路造成用の築立土は、基盤造成作業時の切土を流用することを原則とする。
- (2) 受注者は、支線農道、用・排水路等の施工について、土工定規図により難しい場合は、工事監督員と協議するものとする。

6 反転均平整地

受注者は、運土整地に当たり、土壌を十分に乾燥させ、施工しなければならない。

なお、施工順序については別紙「(参考資料) 3 反転均平法施工順序について」による。

(1) 反転均平工法 I

① 前処理

心土破碎深さは $h = 45 \text{ cm}$ 以上とし、間隔は $W = 1.6 \text{ m}$ 以内とする。

なお、方向は計画耕区短辺の対角線と並行に 1 回掛とする。

② 反転耕起

現況耕区の中で最も低い田面から 5 cm 以上の深さで耕起する。耕起深は、工事監督員と協議すること。

③ 畦畔築立

畦畔築立に関する仕様は「23-4-1 畦畔工」による。また、畦畔築立の工程は地形、土

質などによって異なるため、施工前に工事監督員と協議し、決定すること。

④ 運土・整地

運土・整地（均平作業）については「23-3-2 整地工 4 表土整地」に準じる。

(2) 反転均平工法Ⅱ

① 前処理

「反転均平工法Ⅰ」に準じる。

② 反転耕起(1)

耕起深については、工事監督員と協議すること。

③ 運土・荒整地

荒整地の精度については事前に工事監督員と協議すること。

④ 畦畔築立

「反転均平工法Ⅰ」に準じる。

⑤ 反転耕起(2)

耕起深については、工事監督員と協議すること。

⑥ 仕上整地

計画耕区全体を仕上整地する。また、仕上整地については「23-3-2 整地工 4 表土整地」に準じる。

23-3-3 置土工及び運搬工

- 1 土取場、運搬にかかる使用機械および運搬計画については、第 15 章 客土工の規定による。
- 2 運搬土の一時堆積を指定する場合は、堆積位置および堆積方法などについて、設計図書による他、工事監督員と協議するものとする。
- 3 運搬土の各耕区への搬入は客入田の前処理作業後、工事監督員の確認を得たのちでなければ、これを行ってはならない。
- 4 散布された運搬土の整地均平精度は北海道農政部制定「農業土木施工管理基準」の「区画整理工事整地工」に準ずる。

第 4 節 畦 畔 工

23-4-1 畦 畔 工

- 1 用・排水路溝畔、畦畔は、漏水を誘発するような、石礫、雑物を混入して築立してはならない。
- 2 受注者は、設計図書に示す計画耕区の境界線に合致するよう畦畔を設け、締固めを行い規定の断面に仕上げなければならない。
- 3 畦畔用土は、原則として基盤土を流用するものとし、やむを得ず採取土等を使用する場合は設計図書によるものとする。
- 4 法面整形の施工については、4-3-6 法面整形工の規定による。

第 5 節 客 土 工

客土工の施工については、第 15 章 客土工の規定による。

第 6 節 暗渠排水工

暗渠排水工の施工については、第 16 章 暗渠排水工の規定による。

第 7 節 法面工

23-7-1 植生工

植生工の施工については、3-3-7 植生工の規定による。

第 8 節 用水路工

23-8-1 作業土工

作業土工の施工については、3-3-3 作業土工の規定による。

23-8-2 プレキャスト水路工

プレキャスト水路工の施工については、6-5-4 プレキャストトラフ水路工の規定による。

23-8-3 軽量材水路工

軽量材水路工の施工については、6-5-5 軽量材水路工の規定による。

23-8-4 用水路付属物工

- 1 用水路付属物工の施工については、6-5-6 水路付属物工の規定による。
- 2 用水取水管については、設計図書に基づき設置しなければならない。

第 9 節 管水路工

管水路工の施工については、第 7 章 管水路工の規定による。

第 10 節 排水路工

23-10-1 作業土工

作業土工の施工については、3-3-3 作業土工の規定による。

23-10-2 プレキャスト水路工

プレキャスト水路工の施工については、6-5-4 プレキャストトラフ水路工の規定による。

23-10-3 柵渠工

柵渠工の施工については、6-6-10 柵渠工の規定による。

23-10-4 排水路付属物工

- 1 排水路付属物工の施工については、6-5-6 水路付属物工[付帯工]の規定による。
- 2 田面排水工については、設計図書に基づき設置しなければならない。

第 11 節 道路工

23-11-1 耕作道路工

- 1 耕作道路工の施工については、23-3-2 整地工 5 項（1）の規定による。
- 2 敷砂利の施工に当たっては、敷厚が均一になるように、あらかじめ路面を整形するものとする。